

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：13701

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2021

課題番号：19K14060

研究課題名（和文）戦後初期日本における校長免許状取得のための現職研修制度に関する研究

研究課題名（英文）A Study of the In-service Training System for Obtaining a Principal's License in Early Postwar Japan

研究代表者

芥川 祐征（AKUTAGAWA, Masayuki）

岐阜大学・教育学研究科・助教

研究者番号：80757542

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、日本で校長養成が制度化されていた戦後初期（1949年～1954年）に焦点を当て、全国各地に点在する郷土史料の分析を通して、都道府県教育委員会の主催する校長講習の実態を解明した。すなわち、教育職員免許法等の施行にともない、戦前・戦中から現職にある校長は仮免許状が授与されるとともに、5年以内に免許状を上進（一級・二級）する必要に迫られた。しかし、当時は人的・財的条件が脆弱な状態で校長講習を開設したため、多くの都道府県では会場の地理的環境・物的条件から受講者の機会均等を満たすことができず、やがて日本教職員組合による認定講習拒否闘争を契機として既修得単位が追認されるようになった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の研究では、日米政府レベルの文書や法律の制定過程における各アクターの動態をもとに、戦後初期日本における校長免許状制度の創設・改廃過程が明らかにされてきた。本研究では、新たに都道府県レベルの取り組みを分析することによって校長免許状を取得するための校長講習の運用過程を解明することができた。

一方、近年の教育公務員特例法改正にともなう校長養成事業の実施義務化に対して、組織体制（system）と内容（contents）に関する手掛かりが得られた。すなわち、大学教員の力量形成のためには中央研修方式が有効であること、受講者側の機会均等のためには通信教育が有効であること等が明らかになった。

研究成果の概要（英文）： This study focuses on the early postwar period (1949-1954) when the training of school principals was institutionalized in Japan. In other words, through an analysis of local archives scattered throughout 47 prefectures, we elucidated the actual state of principal training programs organized by boards of education. At that time, with the enactment of the Educational Personnel Certification Law, provisional licenses were awarded to incumbent principals, and they were required to renew their licenses (first- or second-level certification) within five years. However, due to weak human and financial conditions at the time, many prefectures were unable to provide equal opportunities for students due to the geographical and physical conditions of the venues. Eventually, the Japanese Teachers' Union's struggle against the refusal of accredited courses led to the recognition of credits that had already been earned.

研究分野：教育学

キーワード：校長講習 校長免許状 校長養成 現職研修 免許法認定講習 公開講座 戦後教育改革 地方教育史

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

近年、学校に求められる機能・役割は拡大の一途を辿っており、校長職には従来のような教育的力量に加えて、新たに経営的力量の獲得も欠かせない状況になってきている。一方、団塊世代の大量退職に対して「計画的・効果的な資質能力の向上」が社会的に急務とされている。

そのため、教育公務員特例法の改正により、校長の育成指標の作成と養成事業の実施が義務づけられ、すでに一部自治体では教職大学院との協働により、校長の養成事業を試行的に導入してきている。ところが、全国的にみて校長養成の組織体制(system)と内容(contents)は未だに十分な整備がなされておらず、その前提となる育成すべき資質・能力の設定や養成事業の運営体制について、一定のモデル開発が強く要請されている。

このことについて、従来の研究では、社会的背景や制度的条件の大きく異なる諸外国の制度分析から多くの知見を得てきた。他方、日本に焦点を当てると、これまで戦後初期の6年間(1949年～1954年)に限って校長養成が制度化されていたことがあり、大学における校長養成課程(芥川2016・2017)や教育指導者講習(IFEL)における現職教育課程(高橋1983・1984・1985・1998; 佐藤1999・2013)については部分的に解明されてきた。しかし、当時の日本において、校長免許状を取得するための主たる方法として位置づけられていた都道府県教育委員会の主催による校長講習の実態については未解明のまま残されていた。

2. 研究の目的

そこで、本研究においては、各都道府県教育委員会における校長講習の組織体制(system)および内容(contents)の特徴と、その運用過程でみられた成果と課題を解明した。すなわち、具体的な研究作業として、校長講習のカリキュラムと質保証のための諸条件整備、校長講習受講者の単位認定・免許状取得状況とその後の校長登用人事、校長講習の制度成立当初における理念・目的とその達成状況・課題を明らかにした。

上記の分析においては、戦後教育改革に関する地方史料を主に用いた。特に、校長講習の運営方式や校長免許状取得のための単位認定方式も都道府県ごとに異なり、それを裏づける史料群が全国各地に点在しているため、当時の校長養成制度の全容は解明されてこなかった。しかし、民間情報教育局(CIE)による教育改革が地方分権を本旨としており、実質的に地方軍政部教育担当課が校長講習を主導していたことに鑑みて、これらの史料の分析は欠かせない。

このことは、日米政府レベルの文書史料をもとに同制度の理念および創設・改廃過程を明らかにしてきた従来の先行研究に加えて、本研究では都道府県レベルでの校長免許状制度の運用過程を解明するものである。とりわけ、戦後の教育行政改革が地方分権を基本理念としていたことに鑑みて、校長職に対して免許状取得を義務づけた場合の意義と課題を実証的に析出することにつながるものと考えた。

3. 研究の方法

本研究では、戦後初期日本における各都道府県の校長講習の実態に関する主史料、および校長講習の制度設計・運営条件について記述のある関連史料を分析し、当時の校長講習の特徴と成果・課題を明らかにした。その場合、以下の方法によって研究を進めていった。

第一に、各都道府県の校長講習について、講習カリキュラムを解明するために、各自治体の『教育委員会時報』『教育要覧』『教育広報』等を分析した(各公立図書館所蔵)。また、講習の受講科目と校長免許状取得のための単位認定との対応関係を解明するために、各自治体の『例規集』に掲載されている教育職員免許法施行細則を分析した(各公立図書館所蔵)。

第二に、各都道府県の校長人事について、校長講習の受講者(校長仮免許状取得者)の登用傾向を解明するために、文部省調査局統計課『学校教員調査報告書』『学校教員需給調査報告書』を分析した。また、校長免許状の等級別(一級・二級・仮)の登用状況を解明するために、各自治体の『調査統計年報』『学校一覧』等を分析した(各公立図書館所蔵)。

第三に、校長講習における担当講師の量形成過程を解明するために、教育学部教授講習に関する文書史料(各大学文書館所蔵)、『文部省旧蔵教育政策コレクション』(筑波大学所蔵)、文部省「教育長講習関係書類綴」(国立教育政策研究所所蔵)を分析した。また、IFELを修了した講師の力量形成過程を解明するために『講習小史』『研究集録』『修了者名簿・受講者評価』(各大学文書館所蔵)を分析した。

第四に、当時の校長講習制度成立当初の理念と目的を明らかにするために、米国側の史料として『第一次米国教育使節団報告書』『CIE Records』等を分析した(国立国会図書館所蔵)。一方、日本側の史料として『日本側教育家委員会報告書』『教育刷新委員会・教育刷新審議会会議録』等を分析した(国立教育政策研究所所蔵)。その他、制度の企画立案に関与した関係者の私有文書(森戸辰男・辻田力・玖村敏雄・石川二郎・大田周夫等)も分析した。

第五に、戦後初期日本における校長講習制度の達成状況と課題を明らかにするために、教育職員免許法の改正・廃止過程に関する『免許法改正資料』『免許法審議経過』『教員養成制度諸通達』(筑波大学附属図書館所蔵)や、日本教職員組合法制部の運動資料(日本教育会館所蔵)、各都道府県教職員組合の時報・年報等もあわせて分析した(各公立図書館所蔵)。

4. 研究成果

(1) 戦後教育改革における「新しい教育職」としての校長職の専門性と養成制度の構想

アメリカ側からの「実践の監督」に関する職の設置構想

1945(昭和20)年、ポツダム宣言の受諾によって日本は連合国軍最高司令官総司令部(General Headquarters, the Supreme Commander for the Allied Powers: GHQ/SCAP)の占領下に置かれることとなった。ただちに、戦後日本の民主的な教育制度を確立するために、米国教育使節団(ストッダード団長)は1946(昭和21)年3月5日・7日に来日すると、民間情報教育局(Civil Information and Education Section: CIE)教育課職員・日本側教育家委員会・各学校関係者・有識者との協議や各学校の視察を通して、3月30日に『第一次米国教育使節団報告書』を編纂した。ここでは、戦後日本の民主的な地方教育行政の下で、「技術的な援助」および「専門的な助言」を行う「実践の監督」に関する職を設置し、専門的な準備教育を行うことを提言した。

日本側からの「校長適格証」と校長選考委員会の立案

一方、日本側については、戦後教育改革に関する重要事項を調査・審議するための教育刷新委員会が内閣総理大臣の所轄下の諮問機関として新設された。特に、1947(昭和22)年3月7日の第26回総会において「教員養成及教員資格に関する事項」を検討するために第8特別委員会(務台理作委員長)が置かれ、玖村敏雄(文部省学校教育局師範教育課長)は校長の資格について「校長適格証」を素案とする中間報告案をとりまとめ、教育刷新委員会に再提出した。しかし、途中で審議が打ち切られたため、校長免許状を取得するための開設科目や単位数・単位認定方式については、それ以降の教員資格関連法令の立案にも越えられることとなった。

新制国立大学における養成課程の条件整備のための大学教育学部教授講習の開催

1948(昭和23)年、CIEによる「一府県一大学」の方針を受けて、文部省は関係機関との会合やCIEとの折衝を経て、6月に新制大学の設置に関する原則として「国立新制大学実施要領」を公表した。当時の新制大学は教員養成に加えて、校長・教育長・指導主事といった「新しい教育職」の養成も社会的に要請されていた。そのため、CIE当局の主導により、文部省主催の教育長等講習(the Institute for Educational Leadership: IFEL)の一環として大学教育学部教授講習が開催されることとなった。ここでは、日米両国の講師による講義、日米両国の講師を交えた研究討議を行う分科研究、受講者が新制大学において担当する専門分野ごとの研究討議を行う特殊研究、各自の専門分野および所属大学の教職課程に関する自由討議で構成された。

第2期大学教育学部教授講習「教育長・学校長研究班」による校長職の専門性構想

これらのうち、教育学部教授が受講対象となった第2回講習では、教育長・学校長研究班によって、戦後の校長職は「学校の行政管理において教育長に直結する機関(line-officer)」として「教育行政上互に補足的関係」に位置づけられ、各学校における「教育長の地位にある(行政官)」職制として「学校教育の改善のために教職員の指導に当る(指導監督者)」ことと「状況により直接教授に当ること(教師)」が求められた。なかでも、民主的な学校経営において校長職は、教育活動に関する知識技能を基礎として、人格と情意(責任感等)、経営管理的な能力(教育計画の立案・実施における指導力等)、経営管理活動に関する知識技能(民主的な組織運営、教育委員会の方針の下での地域の実情と要求に応じた職務の遂行、個別学校の最高責任者としての教職員の組織、科学的な指導助言等)をもつ学校職制として位置づけられていた。

(2) 戦後新教育の趣旨伝達の要請と任用資格制に基づく再教育施策の全国的展開

戦後新教育の趣旨徹底のための学校視察と伝達講習の萌芽

1946(昭和21)年10月3日には学校教育局長通達「教職員の教育研究協議会新設に関する件」(発学436号)において民主的な学校経営方式の前提となる校内組織の体制整備が進められた一方、旧制学校から現職にある教育職員の思想性・専門性を刷新するために、戦後新教育の取組み状況に関する学校視察として1946(昭和21)年2月5日から3月24日まで「新教育方針浸透等二関スル懇談会」が、戦後新教育の基本方針の徹底・進展を期するために1947(昭和22)年3月24日から4月30日まで北海道・宮城県・東京都・京都府・岡山県・福岡県を会場として「新教育研究協議会」がそれぞれ開催された。一方、文部省では「教職員再教育実施協議会」が設置され、ここでの審議を通して「臨時再教育実施要綱」(原案は師範教育課提出)が策定され、9月1日には学校教育局長通達「教職員再教育講習会開催に関する件」(発学214号)が発出された。

暫定的な任用資格制の下での校長(園長)認定講習会の実施

当時は教員養成制度や免許状制度が未整備のまま戦後教育改革が漸次進行していったことから、将来的に正規の教員免許状取得に至るまでの経過として、暫定的な資格任用制がとられていた。これに対して、1947(昭和22)年6月18日の文部次官通達「小学校、新制中学校及び幼稚園教員認定講習会実施基準に関する件」では、現職の旧制学校長を対象とした再教育施策として「校長(園長)認定講習会」が構想され、一般的課程として新憲法・教育基本法・学校教育法・同法施行規則・学校管理(20時間以上)および新教育原理(5時間以上)、専門的課程として学習指導要領の一般編・各科篇(20時間以上)、教職的課程として教育心理学(20時間以上)および実施研究・参観協議(10時間以上)が課され、全授業時数の4分の3以上出席し、終末審査に合格した者に対して講習修了証書が授与された。

各都道府県における再教育指導者の養成

文部省の策定した実施基準によって、現職教員に対する再教育施策の全国的な方針・体制は一応整備され、1948(昭和23)年7月26日の学校教育局長通達「現職教員再教育に関する件」(発

学 320 号)において、各都道府県が主催する夏期講習会の種類および運営上の留意点・経費が明確に示された。ここでは、「小学校教員夏期講習会」「小学校教員定時制講習会(幼稚園を含む)」「新制中学校教員夏期講習会」「新制中学校教員定時制講習会」「新制高等学校教員講習会」「定時制高等学校教員講習会」といった6つの講習会が構想された。その場合、各都道府県における再教育を担当する指導者を養成するための協議会として、1948(昭和23)年5月15日の文部省学校教育局師範教育課長通達「小学校中学校教員再教育指導者養成協議会開催について」、さらには7月6日の同通達「新制高等学校教員再教育指導者養成協議会」(発学310号)に基づいて、師範学校・視学・現職教員のうち「優秀な者」の参集を求めて実施されることとなった。

研究討議を主たる方法とする「教育研究協議会」の全国的展開

教育研究協議会については、地方ブロック単位でも開催されるようになり、例えば、近畿地方では1947(昭和22)年10月23日から25日にかけて「教育研究近畿地方協議会」(奈良市)が、北海道・東北地方では3月15日から16日にかけて文部省・CIEの共催による「北海道・東北六県小学校長研究協議会」がそれぞれ開催された。一方、各都道府県においても開催されるようになり、例えば、青森県においては1949(昭和24)年8月1日に「小学校学校経営研究協議会」が、8日に「中学校経営研究協議会」がそれぞれ開催され、県内の現職校長が参加した。その他にも、広く現職教員の参加が求められた取組みが全国各地で散見されるようになった。

一般課程・専門課程・教職課程からなる「再教育講習会」の全国的展開

各都道府県における再教育講習会のうち現職校長を受講対象として、福島県においては1947(昭和22)年から3年間にわたり、各出張所管内の会場において1週間(約70時間)の日程で開催された。新潟県においては1947(昭和22)年から3年間にわたり、県内17会場で開催された。奈良県においては1947(昭和22)年7月から教員再教育講習会が、佐賀県においては1947(昭和22)年1月に軍政部の「学校長講習会」が佐賀国民学校を会場としてそれぞれ開催された。大分県においては、1948(昭和24)年6月に実施基準が策定され、県教育庁の主催により各都市1会場が設けられ、夏期休業中の5日間で初等部と中等部に分けて開催された。

(3) 教育職員免許法等の立法者意思の伝達と教育職員免許法認定講習の開設条件整備

教育職員免許法等の趣旨・目的徹底のための伝達講習会の全国的展開

1949(昭和24)年9月1日に教育職員免許法(法律第26号)および教育職員免許法施行法(法律第148号)が、11月1日に教育職員免許法施行規則(文部省令第38号)が施行されたことにより、戦後に新しく必置とされた校長職に対しても校長免許状の取得が義務づけられることとなった。そうした中で、立法者意思(趣旨・目的)を徹底させるための伝達講習会が全国的に展開され、文部省主催により都道府県教育委員会事務局の現職教育担当職員を対象として実施された伝達講習会、都道府県教育委員会主催により都道府県管内出張所の専門職員や各学校長を対象として実施された伝達講習会、都道府県教育委員会および各出張所主催により管内市町村に勤務する教育職員を対象として実施された伝達講習会が開催された。このような垂直的な趣旨の伝達方式は、以後の教育職員免許法等の改正の度にも同様に行われていた。

現職教育研究委員会・新制教育研究会による現職教育実施のための指針作成

それと同時に、入職前における教員養成(pre-service education)に対して、在職者に対する現職教育(in-service education)の位置づけが法的に確定されていった。その過程において、文部省内に設置された現職教育研究委員会によって『新制中学校・新制高等学校 教職員現職教育の手引』が編纂され、現職教育における有効な方法がいくつか例示された。例えば、各教員が「専門的知識を向上させるための活動のうちで最も重要な部門」として研究討議法(discussion method)が、討論・意見交換・授業参観を通して教授法の水準を高めるための取組みとして研究講習会・協議会および講習会への参加が、短期講習会・夏期講習会・夏期大学講習会等といった補助的な通信教育の利用が代表的な方法として紹介されていた。

文部省による現職教育の受講者数・修得単位数に関する調査

教育職員免許法等の施行翌年度には認定講習が全国的に開設される予定であったことから、文部省は年次計画を策定する必要に迫られていた。特に、仮免許状の有効期限が5年に設定されていた(教育職員免許法第9条第2項)ことから、全国一斉に遅滞のないよう単位認定やそれともなう免許状の更新・上進を漸次進めていかなければならなかった。そのため、文部省は「現職教育希望教職員数及び年間計画」「現職教育受講者数並びに取得単位数調」について全国的な調査を行い、その結果を踏まえて教職員養成課においては「現職教育10力年計画」を策定した。

各都道府県における修得予定単位数の調査と受講者の負担軽減

ところが、1950(昭和25)年3月15日の大学学術局長通達によって、教育職員免許法等の施行以前に開設された講習については、30時間の受講と15時間の自習に対して、1単位が標準として追認されることとなった。そのため、文部省は「昭和25年度以前に現職教育で取得した延単位数並びに今後取得すべき延べ単位数」「昭和26年現職教育職名別事業別受講者数並びに延取得単位数調」について再度調査を実施し、「昭和26年度以降現職教育年次別計画」を策定した。1950(昭和25)年4月には東京学芸大学竹早分校を会場として文部省主催(CIE賛助)による「現職教育講座開設に関する打合せ会」が開催され、現職教育講座の開設にともなう諸問題が検討された。そして、4月10日には大学学術局長による通達「現職教育講座実施要領」が発出され、各大学および都道府県教育委員会との連絡協議体制や、文部大臣に対する認可申請書の記載要領が確立されていった。

(4) 都道府県教育委員会における校長免許状制度の運用過程

校長免許状の取得要件と校長講習の科目・単位数

校長免許状を取得する場合の要件として、基礎資格（教諭免許状）と一定年数以上の「教育に関する職」の勤務経験（良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明を有すること）、所要の教職科目の修得が求められた。その場合、大学の正規学生（通信教育課程・研究生を含む）としての内地留学、大学の現職教育講座（公開講座・聴講生等）の受講、大学または都道府県教育委員会の認定講習（認定通信講習・校長講習を含む）の受講によって単位を修得し、教育職員検定（人物・学力・実務・身体）を経て校長免許状が授与された。ただし、移行措置として、現職校長であれば仮免許状が一律に授与された。特に、多数を占めていた現職教員（校長候補者）に対しては、基礎資格として教諭の一級普通免許状を有することが必須とされ、教育職員または教育事務職として一級免許状は9年以上、二級免許状は6年以上、仮免許状は3年以上の教職経験がそれぞれ求められた。また、校長講習においては一級免許状の取得には15単位以上、二級免許状の取得には8単位以上の科目履修が求められた（教育職員免許法施行法施行規則第7条）。その場合、必要となる教職科目は、教育評価（精神検査を含む）、学校教育の指導及び管理（学校衛生を含む）、教育行政学（教育法規、学校財政及び学校建築を含む）、教育社会学及び社会教育、大学の適宜加える専門科目とされた（教育職員免許法施行規則第8条）。

各都道府県における資格水準の保障と大学・教育委員会の連携体制

次に、認定講習の一環としての校長講習の実施方法について、各大学が適宜開催する現職教員のための公開講座、長期休暇を利用した夏期・冬期の認定講習、僻地勤務者のための免許法認定通信講習が設けられた。ただし、講習の水準を保障するために、各講座・講習の開設者（国立大学・都道府県教育委員会）は文部大臣の認定を受けることとされ、なかでも都道府県教育委員会が開設する場合には大学の指導と承認のもとで行うこととされた。また、校長講習の実施方法に関して、日本教育大学協会答申および第6回教育指導者講習公開講座班の研究集録等をもとに策定された認定講習実施基準（1951年6月7日文部省通達：文大教第453号）に則り、免許法認定講習が計画されることとなった。特に、認定講習によって与える単位は「大学の正規の課程において与える単位と実質的に等価値」とされ（基準1）、1時間の授業につき2時間の予習・復習を要する15時間の講義を受講し、成績審査（試験・論文・報告書・出席状況・学習状況等）に合格した者に対して1単位が授与された（基準11）。ここで、講習を担当する講師には「理論のみに偏することなく、常に実際の方面との関連に留意する者」の選定が求められ（基準7）、講義内容は「現場の教育と連結させるよう工夫させることが望ましい」とされた（基準8）。また、戦後新教育における経験主義カリキュラムの原理に沿って、講義では「一方的な講演形式に偏することなく、討議、研究発表などの方法」を併用することとされた（基準9）。

校長講習の実施・改善過程

戦後初期日本における校長講習の実態について、1949（昭和24）年12月から11の都県（青森県・岩手県・秋田県・東京都・富山県・山梨県・三重県・鳥取県・山口県・大分県・長崎県）で認定講習が試験的に実施されていた。その後、順次すべての都道府県において認定講習が開設されていったが、その多くは校長講習を単独で開設するための人的・財的条件がきわめて脆弱であり、一般の認定講習の中で校長免許状の上進に必要な教職科目を各自が選択履修していた。すなわち、それらの都道府県では一般の教員にも上記科目の受講が認められており、教諭免許状の上進の場合であっても所要単位として用いることができた。例えば、富山県では、所要単位の修得に必要な科目を大学内で一括して開講できたことから、他の都道府県よりも早期に開始することができた。しかし、教育学研究の未成熟から科目によっては講師の人員が不足しており、経済学部所属の大学教員やIFEL修了者の事務職員等に委嘱して校長講習を実施していた。

日本教職員組合による認定講習拒否闘争の全国的展開

認定講習の実施をめぐって、各都道府県教育委員会は域内の地理的特性や、受講者の抱える時間的・経済的制約に配慮し、大学側と協力して柔軟に講習を運営せざるを得なかった。特に、各学校では多数の教員が長期講習に参加することによって他の教員の職務負担につながった一方、農山村・僻地等では受講できない教員が続出し、会場の立地・収容能力等からも受講者の機会均等を満たしていない状況であった。これに対して、1951（昭和26）年度の夏期講習については受講者の旅費負担をめぐって、日本教職員組合による認定講習拒否闘争が全国的に波及し、7月13日の時点で13県（山形県・福島県・富山県・石川県・愛知県・鳥取県・岡山県・広島県・山口県・香川県・愛媛県・高知県・鹿児島県）が不参加を決定した。

追認による単位認定基準の緩和

このような動きの中で、もともと教育職員免許法等の制定前後から過去に受講した講習を免許状の所要単位として認定することが要望されていたことから、同年秋には全国的な再教育講習等の受講状況に鑑みて、それらを既修得単位として追認する措置をとることとなった。すでに、文部省が1950（昭和25）年3月15日に、都道府県教育委員会・知事に通達「教育職員免許法施行法施行規則附則第4項および第7項の規定に基く講習の単位認定について」（文大教発第246号）を發出し、1949（昭和24）年9月1日以前に行われた講習の単位を認定するよう指示していた。さらに、文部省は1953（昭和28）年3月1日に、各都道府県教育委員会の教員免許事務担当課長に通達「教育指導者講習（IFEL）の名称授与単位及び開設大学について」を發出し、IFELの全講座の科目について所要単位として追認するよう指示した。これらは、いずれも校長免許状の取得に必要な科目の単位として扱われていた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 5件）

1. 著者名 芥川祐征	4. 巻 69(2)
2. 論文標題 新制大学教育学部設置段階における校長職の専門性構想：教育公務員としての共通性と教育指導職としての固有性の相克	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）	6. 最初と最後の頁 141-153
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 芥川祐征	4. 巻 (28)
2. 論文標題 戦後初期日本における校長免許状制度の運用過程：校長講習および単位認定基準の緩和に着目して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 教育制度学研究	6. 最初と最後の頁 93-109
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 芥川祐征	4. 巻 70(1)
2. 論文標題 公選制教育委員会の規則制定権による校長職の規定状況：職務権限・資格付与要件・採用選考手続に着目して	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）	6. 最初と最後の頁 273-286
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 芥川祐征	4. 巻 (12)
2. 論文標題 校長免許状制度の成立・緩和・廃止過程における日本教職員組合の影響：労働組合としての認定講習拒否闘争と職能団体としての教育研究大会	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 公教育計画研究：公教育計画学会年報	6. 最初と最後の頁 118-136
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 芥川祐征	4. 巻 70(2)
2. 論文標題 占領下日本における旧制学校長の再教育施策：研究協議会・講習会の展開から教職的教養課程の単位追認を通して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）	6. 最初と最後の頁 153-167
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 芥川祐征	4. 巻 70(2)
2. 論文標題 教育職員免許法認定講習の創設と運営条件の整備：立法者意思および実施計画の伝達における政府間関係に着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 岐阜大学教育学部研究報告（人文科学）	6. 最初と最後の頁 169-182
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 芥川祐征	4. 巻 4
2. 論文標題 新任教頭を対象とした学校の経営課題解決のための職能開発研修：「実行可能な学校経営改善プラン」の作成演習を通して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 学校改善研究紀要	6. 最初と最後の頁 54-61
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 3件/うち国際学会 2件）

1. 発表者名 芥川祐征
2. 発表標題 日本における職能開発研修
3. 学会等名 東亜地区校長専業支持系統研究会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 芥川祐征
2. 発表標題 日本の校長会の実態と問題
3. 学会等名 東亜地区校長専業支持系統研究会（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 平澤紀子・原尚・芥川祐征
2. 発表標題 学校管理職任用前と任用後の体系的な養成研修プログラム開発
3. 学会等名 岐阜大学シンポジウム「学校管理職の職能開発と成果：教職大学院が社会に果たす役割」
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 芥川祐征
2. 発表標題 いかにして学校管理職はつくられ／育つのか：学校管理職養成の過去と現在
3. 学会等名 日本学校改善学会 2022大会（特別企画）（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------